

令和7年度 年末調整簡易チェックシート

令和7年12月1日から実施される税制改正に伴い、会員事業所の皆様が年末調整業務を円滑に行っていただけるよう、主要なポイントをまとめた「年末調整(令和7年改正)簡易チェックシート」を作成いたしました。従業員の年収区分に応じた控除の取り扱いや、扶養や配偶者控除の判断にも影響する内容が含まれておりますので、ぜひ貴事業所の年末調整準備にお役立てください。

事業所名: 従業員氏名: 生年月日: 住所:

【第1部: 基礎控除の適用確認】(改正: 合計所得に応じて控除額が変わる。最大95万円。)

No.	項目	はい/いいえ	適用控除額	
	給与等の年間収入が 200万3,999円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	95万円	
	給与等の年間収入が 200万4,000円以上～ 475万1,999円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	88万円	
	給与等の年間収入が 475万2,000円以上～ 665万5,556円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	68万円	
	給与等の年間収入が 665万5,557円以上～ 850万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	63万円	
	給与等の年間収入が 850万1円以上～ 2,545万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	58万円	

【第2部: 給与所得控除の適用確認】(改正: 最低保証額を65万円に引き上げ。)

No.	項目	はい/いいえ	適用控除額	
	給与の年間収入が190万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	65万円	
	給与の年間収入が190万1円以上 ～ 360万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	収入 × 30% + 8万円	
	給与の年間収入が 360万1円以上 ～ 660万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	収入 × 20% + 44万円	
	給与の年間収入が 660万1円以上 ～ 850万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	収入 × 10% + 110万円	
	給与等の年間収入が 850万1円以上 ～ですか？	☐ はい ☐ いいえ	195万円(上限)	

【第3部: 扶養親族・配偶者の確認】(改正: 扶養の所得要件が58万円以下に緩和。新設「特定親族特別控除」で19歳～22歳親族の控除最大63万円。)

No.	項目	はい/いいえ	適用控除額	対象者
	生計を一にする配偶者がいますか？(第4部を確認) ※専従者は×	☐ はい ☐ いいえ	38万円/48万円	_____
	扶養親族(16歳以上)がいますか？(所得58万円以下で控除38万円対象)	☐ はい ☐ いいえ	38万円	_____
	ひとり親で、生計を一にする子(子の所得58万円以下)がいますか？	☐ はい ☐ いいえ	35万円	_____
	生計を一にする 19歳以上 ～ 23歳未満 の扶養親族がいますか？(はい、の場合 ↓に続く)	☐ はい ☐ いいえ		_____
	⇒その親族は、給与の年間収入が 150万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	63万円	
	⇒その親族は、給与の年間収入が 150万1円以上 ～ 155万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	61万円	
	⇒その親族は、給与の年間収入が 155万1円以上 ～ 160万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	51万円	
	⇒その親族は、給与の年間収入が 160万1円以上 ～ 165万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	41万円	

【第4部: 配偶者控除の確認】（所得が900万円以下の方。配偶者は給与収入のみの場合を想定。）

No.	項目	はい/いいえ	適用控除額	
	生計を一にする配偶者(69歳以下)の年間給与収入金額は 123万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	38万円	
	生計を一にする配偶者(70歳以上)の年間給与収入金額は 123万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	48万円	

【第5部: 配偶者特別控除の確認】（所得が900万円以下の方。配偶者は給与収入のみの場合を想定。）

No.	項目	はい/いいえ	適用控除額	
	生計を一にする配偶者の年間給与収入金額は 123万円以上 ～ 160万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	38万円	
	生計を一にする配偶者の年間給与収入金額は 160万1円以上 ～ 165万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	36万円	
	生計を一にする配偶者の年間給与収入金額は 165万1円以上 ～ 170万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	31万円	
	生計を一にする配偶者の年間給与収入金額は 170万1円以上 ～ 175万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	26万円	
	生計を一にする配偶者の年間給与収入金額は 175万1円以上 ～ 180万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	21万円	
	生計を一にする配偶者の年間給与収入金額は 180万1円以上 ～ 185万円以下 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	16万円	

＜令和7年分の年末調整における留意事項＞

- 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください。
- 配偶者および扶養親族の現況(同居・別居、障害、ひとり親など)や年間所得を改めてご確認ください。
特に、扶養家族に特定親族(19歳以上 ～ 23歳未満)を有する方は、その親族の方の所得を改めてご確認ください。
- 住宅ローン控除や保険料控除証明書の漏れが多く発生していますので、必ず証明書(原本)をご持参ください。

